

固定資産税

固定資産税は、1月1日現在で固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に対して課税されます。

納税通知書は、7月上旬までに発送します。

昨年と状況が変わらないはずなのに、**税額が高くなった方**には、主に二つの要因が考えられます。土地の課税標準額が上がったか、新築住宅の軽減が終了したかです。

土地の課税標準額が上がるというのは、「負担調整」といってバブル期に土地の評価額が急騰したときに、これに合わせて土地の課税標準額も上げてしまうと税負担が大変なので徐々に上げていくという措置を講じているためです。

一方、新築住宅を建てた方は、3年間（5年間）の税額が2分の1（120㎡まで）に軽減されています（※）。3年（5年）経過すると、その軽減措置が終了するため、軽減前の税額に戻ります。

※一般住宅は3年間、認定長期優良住宅は5年間該当。

家屋を取り壊したのに、**税額が昨年より高くなった方**

土地の上に一定要件を満たす住宅があると、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され減額されています。しかし、住宅を滅失すると、その特例の適用から外れることになり、土地の課税標準額が上がってしまうため、税額が高くなる場合があります。

軽自動車税

軽自動車税は、4月1日現在の所有者（使用者）に対して課税されます。

軽自動車の所有者（使用者）本人やご家族に一定のしょうがいをお持ちの場合は、軽自動車税の減免を受けることができますので、申請は、納税通知書が届いてから納期限の7日前までに手続きしてください。

なお、使用していない軽自動車の廃車手続きをされていない場合、軽自動車税が課税されてしまいますので早急に手続きされることをお勧めします（平成24年度分は課税されませんので、予めご了承ください）。

さい）。

納税通知書は5月上旬に発送します。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定のしょうがいをお持ちの方が被保険者となつて納めていた、たくものです。

特別徴収対象者の納入通知書については仮徴収対象者（2月から引続き年金天引きとなる方や4月から年金天引きが開始される方）には本年8月分まで通知済みですので、10月以降の保険料については7月中旬までに通知します。

普通徴収（納付書又は口座振替で納める方法）対象者の納入通知書は6月中旬までに発送します。

特別徴収対象者は、申し出により口座振替に切り替えることができます。申し出の際は、事前に税務課までお問い合わせください。

問合せ 税務課税務グループ

☎22513

平成24年度 町税等納期限一覧表

納期限	期別	税目等	期別	税目等
5月31日	全	軽自動車税		
7月2日	1	町・道民税	1	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
7月31日	1	固定資産税	2	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
8月31日	2	町・道民税	3	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
10月1日	2	固定資産税	4	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
10月31日	3	町・道民税	5	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
11月30日	3	固定資産税	6	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料
12月28日	4	町・道民税	7	国民健康保険税 後期高齢者医療保険料

※左の納期限については、月末が土日の場合、翌日になっています。

税金は納期内に納めましょう